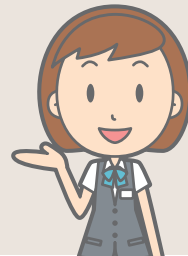


加入申請時の ご注意について



社会保険離脱のため当組合へ加入される方において、加入申請後に社会保険の資格を喪失できないことが発覚し、当組合への加入を取り消すという事案が増えてきています。

社会保険資格喪失の要件
<ul style="list-style-type: none"> ●退職したとき ●任意適用事業所が任意脱退したとき ●被保険者から適用除外される事由に該当したとき 等

社会保険離脱による当組合への加入日は、社会保険の離脱日となります。

加入申請の際は、必ず社会保険の離脱日を確認のうえお手続きくださいますよう、お願いいたします。
社会保険の資格喪失等については、ご加入の健康保険組合へお問合せください。

高額療養費及び 限度額適用認定証発行に伴う 所得証明書類の変更について

平成28年8月以降の診療分について高額療養費及び限度額適用認定証発行に伴う所得証明書類が下記のとおり変更になりました。

世帯全員（当組合での同一世帯）の所得を証明する下記の書類のいずれかの添付をお願いします。

証明書類	診療月	平成28年8月～平成29年7月
確定申告書（第1表・2表、分離があれば第3表の写）*1		平成27年分所得（収受印のあるもの） ※電子申告されている方は詳細メールを添付してください
市民税県民税徴収税額通知書（写）または特別徴収通知書（写）*2		平成28年度通知書
所得証明書（原本）		平成28年度証明
非課税証明書（原本）		平成28年度証明

※源泉徴収票（写）は給与所得以外の所得確認ができないため、添付書類としては認められません。

※高額療養費に該当する方で、組合ですでに所得を把握している世帯は所得証明書類の添付は不要です。

*1 税務署の受領が確認できるもの（電子申告の場合は、詳細メール添付）

*2 世帯全員の証明を含んでいる場合、所得がない方の名前の記載がないため、別紙「未申告者の申出書」を添付してください。

※住民税非課税世帯の場合、世帯全員（当組合加入者）の非課税証明書が必要となります。

※限度額適用認定証発行の際は、なりすまし防止のため減額対象者（限度額適用認定証利用者）の身分証明書（保険証のコピー等）が必要となります。